

第4回研究大会報告集

「被相続人の責任」



期 日：2016年11月18日（金）

会 場：中央大学駿河台記念館（東京都千代田区神田駿河台3丁目11-5）

主催者挨拶

相続開始後、相続人達がその手続きや納税に右往左往した挙句、相続争いに発展することは被相続人が望んでいたことではない。被相続人が相続人の幸福を願うのであれば、被相続人の責任で相続の準備をしておくべきである。というご提言を本年1月にいただくことが出来、膝を叩いて共感いたしました。

では、遺言・生命保険・民事信託等に加え、相続税予納制度あれば自動的に「円満かつ円滑な相続」となるのでしょうか。被相続人によって相続の準備が行われていても、準備の方法や内容が正しくなかった場合や、理由なく相続人間の公平を欠いていれば相続人や社会から支持を得られません。また被相続人の家族への愛情を相続人が理解し、感謝することが出来なければ「円満かつ円滑

な相続」にはたどり着きません。

まさに「相続の土台」が必要です。それは生きていくための知恵や技術を学ぶ機会を被相続人から得ることと共に、被相続人が相続人の前でどのように生きて、他人を思いやる気持ちを伝えたかという、積年の結果によるものではないでしょうか。しかし、被相続人に完璧な結果を求めるばかりではなく、許容する力も必要です。そしてこの許容力も、他人を思いやる気持ちのなかで醸成される機会を得るのではないのでしょうか。

今回の研究大会では「被相続人の責任」とは何かという課題を通して「円満かつ円滑な相続」をさらに追究したいと思います。

一般社団法人日本相続学会
会長 伊藤 久夫



会場となった
中央大学駿河台記念館

学会賞受賞式（論文賞・著作賞）

学会賞には、論文賞、論説賞、著作賞、業績賞の4つの賞があります。本年5月、学会賞推薦の会告を行いましたところ論文賞・著作賞の推薦を受けました。各々に対して複数名の専門家に査読を依頼し、その結果を踏まえて学会賞選考委員会にて論文賞、著作賞の推薦を決定。その後理事会にて授与が決定されました。

●論文賞は、日本相続学会会誌において相続に関する研究論文を発表し、本学会の発展に著しい貢献をしたと認められる本会会員に授与する。とされており「民法から争族を見る－遺言・贈与と遺留分－」を発表された常岡史子会員（横浜国立大学 国際社会科学研究院 教授）が受賞。

●著作賞は、相続に関する著しい貢献

をしたと認められる学術的な著作又は、相続問題の啓発及び教育に著しい貢献をしたと認められる実務的な著作を発表した本会会員に授与する。とされており「延納適用と相続税納税制度」を著された右山昌一郎会員（元税理士 日本税務会計学会 顧問）が受賞。

受賞者の皆様、おめでとうございます。



常岡史子氏



右山昌一郎氏

INDEX

主催者挨拶	1
学会賞受賞式	1
基調講演	2
大会シンポジウム	2
事例研究発表	3
研究発表	3
アンケート	4
情報交流会	4

基調講演「なぜ相続が争族になるのか」

～行動経済学者はこう考える～

10:30～

11:30



基調講演
川西 諭 様

①争族の原因は高すぎる参照基準点にある。

Q: 紛争は不信、不満、憤り、怒りから生じるが、こうした感情はどこから来るのか? A: それは、**現実より高い参照基準点にある。**

・私たちの感情は参照基準点によって変わる。状況が参照基準点より高ければ好ましく感じ、低ければ残念に感じる。こうあるべきだという参照基準点よりも遺産分割の結果が少なければ不満、不信、怒りの感情が生じる。・参照基準点は比較的容易に変化する。そして感情も変化する。

●ポイント: 「遺産分割はこうあるべきだ」という考え方(規範)がすべての当事者に共有されていれば、その規範に従う限り紛争は生じない。・規範が複数存在していて、それぞれの基準が高すぎると必ず誰かが不満や怒りを感じるようになる! ・相続人の間でコミュニケーションがなく、互いの事情も分からない状況では、どう分けるべきかについてのコンセンサスが形成できない。それぞれが自分に都合の良い分け方を主張するとすべての人の主張を満たすことができない状態になる。

※参照基準は金銭的欲求だけでなく、その他の欲求に関してもあり、その基準を下回る状況は不満や怒りを生じる。

②関係性が参照基準を変える。

人は、基本的には関係性を大事にする。好意を持った人、仲間、信頼できる人に対しては自分を犠牲にしても奉仕をしよう、喜ばせようとする。そういう相手との遺産分割であれば、参照基準が低くなる。また要求が対立すると関係性が壊れてしまう恐れがあるので、それを懸念して控えめな要求をする。ところが、敵対的な関係の人、嫌いな人、関係性を大事にしたいと思わない相手に対しては、自分を犠牲にしても相手を懲らしめたり、攻撃したりする。人は不正な行動に対して怒りを感じて、自らが損をしてもそれを咎めようとする。(それは社会の規律を維持するために遺伝されてきた人類の本能と考えられます。)

●ポイント: 複数の相続人との関係性が良好でない場合には、互いの参照基準が高くなり、紛争が起きやすくなる。もともと関係性が悪くない人であっても、不当に高い要求をする人に対しては不満や憤りを感じ、その人を懲らしめたいという感情が生じる。相続問題が良好だった関係性を壊してしまうことになる。裁判に負けると分かっている、相手を許したくないという感情からあえて訴訟を起こすということが起こりうる。

11:40～

12:50

シンポジスト

●川西 諭 氏
上智大学経済学部 経済学科
教授

●平川 茂 氏
日本相続学会 副会長
税理士法人平川会計パート
ナーズ 税理士

●阿部 恵子 氏
阿部恵子行政書士事務所
行政書士

●野原 光 氏
広島大学名誉教授・長野大
学名誉教授

コーディネーター

●伊藤 久夫 氏
一般社団法人日本相続学会
会長

大会シンポジウム「被相続人の責任」

(野原) 人間ひとりひとりの現在の人格とは、その人が、過去に関わりを持った人々との間で持った人間関係の刻印の累積の総体である。こういう性格を持った被相続人の人格が発する信号を、相続人として残された家族が、どれだけきちんと受けとめられるか、どれだけ膨らませて受け取ることが出来るか、これが、相続人が受け取る精神的遺産の大きさを決める。

そう考えると、次に、被相続人の精神的責任とは何か。それは、相続人が被相続人の発する精神的メッセージをしっかりと受けとれるように自分の人格の骨格、或いはエッセンスを、生前に相続人達に身を以て示しておくことであろう。端的に言えば、あの人なら、こう考えるよね、あの人ならこうするよね、ということをしてできるだけ疑いの少ないかたちで示しておくことである。

(平川) 米国では自分の財産形成は自分の老後の生活設計のためにあるので、残った財産を子供に承継させるという意識が薄い。子供に対する親の責任は、成人するまで子供育てることで、成人した際にキッチンと自立して生活ができるように育てることだということ。その結果、子供は親の財産をあてにしないで自立

し、親も自分の財産で老後設計をしようとするので、子供に依存しない。これは一見ドライに見えますが、親子関係を財産というフィルター抜きに見つめ合えるため、ある意味シンプルな関係が築けるのではないかとも思う。

(阿部) 人は親となり子を育て、社会に有益な存在となるよう教育する。また他者との関係性においても良好なものとなるよう、その道理を教えそのために何が必要かを説く。しかし、それでも人は様々な環境下で欲や感情に支配され、自分をコントロールできなくなることがある。これが相続の現場で起こることである。

自分亡き後、親は子の、夫は妻の平穏な生活を真に願う。しかし、被相続人の指針なき相続がその者達を紛争に招いてしまうことに気づかない。自身の責任において円満・円滑な相続を残すことこそが、被相続人の最後の大きな務めであり、これがなされて初めて、自身が本来の人生を全うする事となるのではないか。円満・円滑な相続は被相続人の責任において準備されるものなのだと思う。



事例研究発表

敬称略

会場	テーマ / 発表者	司会・報告
310号室	「話し合いより説得が必要な場合」	高橋 綾子 氏
	松尾 実 氏 (まつお不動産(株) 代表取締役)	
320号室	「相続対策生命保険の失敗集」	後藤 貴仁 氏
	木下 泰一 氏 (メットライフ生命保険(株) 松本A/O)	
330号室	「代償金を不動産で支払う場合」	池畑 芳子 氏
	松尾 悦子 氏 (税理士法人アイム 税理士)	

■ アンケートから

・「話し合いより説得が必要な場合」…解決しがたい事例発表をお聞きして、身近に起こり得る内容として考えさせられました。
・「事例」を通じて、ネットワーク紹介・相談ができそうです。狭い視野で見がちでしたが、少し広げてみることの必要性を再認識できました。

・発表者の方のお話だけではなく、会場にいる方からのお話も大変興味深かった。
・事例発表B(保険)に出席しました。相続対策生命保険の失敗事例を聞かせてもらい、大変勉強になりました。
・実務に関係することでしたので、参考になりました。

研究発表「相続法改正パブコメ提出を総括して」

執筆に携わったワーキングチームの各グループの作業分担は下記のとおりです。学会誌No.4を参照ください。

(Aグループ)

1. 配偶者の居住権を保護するための方策
2. 遺産分割に関する見直し
3. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

(Bグループ)

1. 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し
2. 遺留分の算定方法の見直し
3. 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

(Cグループ)

1. 可分債権の遺産分割における取扱い
2. 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等
3. 遺言執行者の権限の明確化等

(Dグループ)

1. 自筆証書遺言の方式緩和
2. 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し
3. 自筆証書遺言の保管制度の創設



大杉リーダー



森川WT座長



小池リーダー



竹内リーダー



第四回研究大会

各グループリーダーの発表を受け、質疑応答が行われました。そのうち一部を紹介します。(括弧内ページ数は、学会誌No.4の該当ページ数を表記)

◆Q: 遺留分の算定方法の見直しについて (P40) ▶対案を出している(3項)が、そこでは自筆証書遺言の場合を除いている。遺言がない場合と同じ扱いになってしまうのか?

◆A: Bグループの回答 ▶自筆証書遺言の場合、遺言なしの場合と同じにせざるを得ないと考えている。理由は、意見書に記載のとおり、日付の書き間違いや故意に日付をさかのぼらせる行為が横行する可能性がある。なお自筆証書遺言の保管制度が運用された場合には、保管日付は確定するので保管制度を利用した自筆証書遺言は対案の対象となり得ると考えられる。

◆Q: 「当面の生活費の払い出し」について (P23) ▶金融機関側で特約条項を付けることが想定されていますが、その具体的方法についてお考えがあれば伺いたい。

◆A: Cグループの回答 ▶特約の要件として相続人全員の同意と金額の上限を考えている。強行規定までは不要と考えた。

◆Q: 自筆証書遺言の方式緩和について (P26) ▶押印は不要との意見であるが、偽造防止の兼ね合いについてはどのように考えるか?

◆A: Dグループの回答 ▶押印は重視されている。しかし偽造の恐れが大きい。実印も同じ。署名の方が偽造の検討可能。よって署名のみとした。

14:00~

14:40



松尾 実会員



松尾悦子会員



木下泰一会員

15:00~

17:00

シンポジスト

●大杉 麻美 氏 (Aグループ)
明海大学 不動産学部 教授

●森川 紀代 氏 (Bグループ)
森川法律事務所 弁護士
相続法改正WT座長

●小池 知子 氏 (Cグループ)
あたらし橋法律事務所
弁護士

●竹内 裕詞 氏 (Dグループ)
さくら総合法律事務所
弁護士

コーディネーター

●吉田 修平 氏
日本相続学会 副会長
吉田修平法律事務所
弁護士



吉田研究会会長

アンケート

17:15~

19:00

■ 基調講演 ■

・参照基準は比較的容易に変化することを理解した上で、紛争解決に向けて相談にのることは、非常にプラスになる気がしました。また相続準備のアドバイスができるようになると思う。(50代男性・生保)・行動経済学に興味を持たせて頂いた内容でした。(40代男性・会社員)・日常発生する事案を学問的に分析することができた。(50代男性・不動産)・理論的で学問的にも価値あるものでした。(60代女性・税理士)

■ 大会シンポジウム ■

・それぞれの立場からのパネラーのお話、興味深かったです。(50代男性・会社員)・野原先生の言葉が心に響きました。(30代女性・会社員)・相続人の性格、高齢者の性質、被相続人の想いと相続人の納得のマッチングが重要。(40代男性・保険)・家族会話の必要性を再認識させていただきました。(50代不動産)・被相続人の思いや現実問題としての介護や会社の承継責任とそのリスク、相続人が心情的には多くもらえているんだという金銭的価値で図れないもの等々、いろいろ考えるべきことがたくさんあると、改めて実感しました。(40代女性・税理士)

■ 事例研究発表 ■ (前ページで紹介)

■ 研究発表 ■

・現行の相続法(民法)が、実務の環境にマッチしていないという部分に鋭く切り込んでいく内容に感動しました。(60代男性・会社役員)・内容が難しかったですが、改正案のリアルタイムな情報が聞けて良かったです。(30代女性・保険)・民法改正の入口を見せていただきましてありがとうございました。(60代女性・税理士)・現代社会の問題点を洗い出し、再考のきっかけになりました。(50代男性・会社役員)・会の取り組み、尊敬いたします。(50代男性・会社員)

■ その他 ■

・改めて考えさせられるテーマが多かったと思います。(50代男性・会社員)・学会賞の授与が今回が第一回目であると知り驚くとともに、受賞者のコメントが素晴らしく、深く感銘を受けました。(60代男性・会社員)・研究成果に対する晴れ舞台であり、とても好印象でした。(40代男性・会社員)



司会：後藤理事



情報交流会



学会賞を受賞されたお二人をはじめ、多くの皆様にスピーチをいただきながら、楽しい時間を過ごすことが出来ました。会場では、終始名刺交換が続きましたので、きっと新しいネットワークがたくさん生まれたことでしょう。(ご参加37名)

大会を振り返り

首都圏を中心に16名の会員が実行委員として協力することになりました。何度も実行委員会を開催して準備してきたように思われますが、実行委員会は前夜の会場準備の前に打合せをただけです。

何故こんなことが出来るのか、その秘密は電子メールです。会って打合せをすることは初めてでも、それまでにメールで何度も情報提供や進捗状況が報告され、情報交換が行われているので、前日に打合せを開始する時点では、実行委員の研究大会運営方法の理解度や情報量は、既に均等になっているという環境を作ることができました。

いつもと同じ会館ではありますが、今回は会場予約の抽選に漏れ、これまでと要領の違う会議室になりました。会場内のレイアウトが難

しく、前夜の準備は予定以上に時間がかかりましたが、皆さんで知恵を出し合い、なんとか準備が整いました。

●ご報告：今回の全参加者数は86名。

●実行委員の皆様[順不同・敬称略]

池畑芳子・松尾悦子・田淵公徳・五井泰彦

森澤義一・竹内裕詞・阿部恵子・高橋綾子

酒井利直・高木伸一・川原田慶太・早野由晃・後藤貴仁・中島 誠

伊藤久夫・(赤阪研史：ボランティア)

●ご参加の皆様、運営にご協力いただき、ありがとうございました。

